

平成30年1月17日

一般社団法人 投資信託協会
会長 岩崎 俊博 殿

ファイブスター投信投資顧問株式会社
代表取締役社長 篠原 直人 ㊞

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額等（本書提出日現在）

| | |
|-------------------|-----------|
| 資本金の額 | 2億1,175万円 |
| 発行可能株式総数 | 20,000株 |
| 発行済株式総数 | 5,780株 |
| 最近5年間における資本金の額の増減 | |

平成24年12月25日に資本金1億7,950万円に増資

平成25年3月22日に資本金1億8,175万円に増資

平成25年4月25日に資本金2億675万円に増資

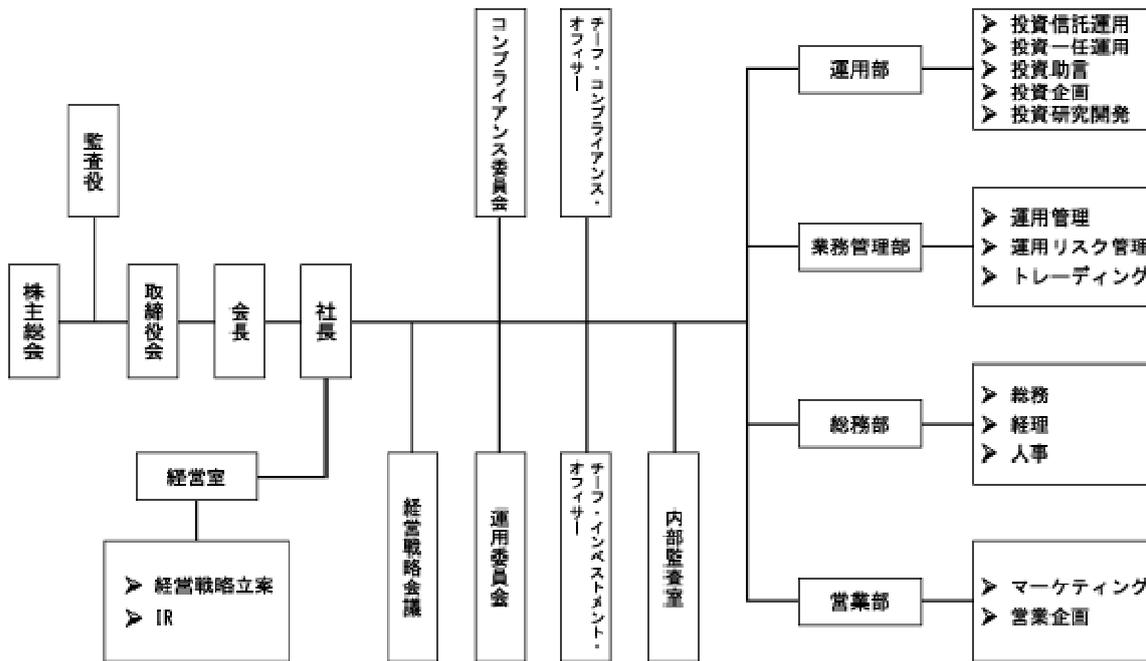
平成26年8月29日に資本金2億1,175万円に増資

(2) 委託会社等の機構

- ① 委託会社の機構は次の通りとなっております。委託会社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとし、取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議により取締役会長及び取締役社長各1名を選定し、また必要に応じて副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができます。

② 組織図



③ 投資運用の意思決定機構

- a. 運用委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しの検討を行い、運用方針および各ファンドの運用計画を決定いたします。
運用委員会は、常勤取締役、常勤監査役、チーフ・インベストメント・オフィサー、チーフ・コンプライアンス・オフィサー、業務管理部長、その他代表取締役指名された者で構成し、原則として月次で開催されます。
- b. 運用部に所属するファンドマネジャーは、定められた運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図をいたします。
- c. 運用委員会において、運用実績・パフォーマンスを評価分析し、必要に応じて運用方針・運用計画の見直しを行います。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成29年12月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。

(親投資信託を除きます。)

| 種 類 | 本 数 | 純資産総額 |
|-----------|-----|-----------------|
| 追加型株式投資信託 | 13本 | 12,019,923,209円 |
| 単位型株式投資信託 | 19本 | 5,694,233,706円 |
| 合 計 | 32本 | 17,714,156,915円 |

3. 委託会社等の経理状況

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるファイブスター投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

3. 財務諸表の記載金額について

財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

4. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表並びに第9期中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人による監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 平成28年3月31日 | 当事業年度 平成29年3月31日 |
|------------|---------------------|---------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 39,129 | 97,887 |
| 前払費用 | 3,422 | 2,089 |
| 未収運用受託報酬 | 8,355 | 10,341 |
| 未収投資助言報酬 | 4,890 | 4,917 |
| 未収委託者報酬 | 26,763 | 33,824 |
| 未収消費税等 | 6,730 | 745 |
| 立替金 | 6,996 | 9,949 |
| 繰延税金資産 | — | 5,670 |
| その他 | 1 | — |
| 流動資産合計 | 96,290 | 165,426 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | ※1 1,441 | ※1 1,241 |
| 器具備品 | ※1 513 | ※1 185 |
| 有形固定資産合計 | 1,954 | 1,426 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 7,661 | 5,893 |
| 無形固定資産合計 | 7,661 | 5,893 |
| 投資その他の資産 | | |
| 長期前払費用 | 1,912 | 616 |
| 差入保証金 | 4,755 | 4,755 |
| 投資その他の資産合計 | 6,667 | 5,371 |
| 固定資産合計 | 16,284 | 12,691 |
| 資産合計 | 112,574 | 178,118 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 824 | 4,043 |
| 未払手数料 | 12,378 | 15,881 |
| 未払費用 | 9,742 | 35,980 |
| 未払法人税等 | 1,045 | 5,711 |
| 賞与引当金 | 2,400 | 5,174 |
| その他 | 2,287 | 3,006 |
| 流動負債合計 | 28,678 | 69,797 |
| 負債合計 | 28,678 | 69,797 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 211,750 | 211,750 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 74,750 | 74,750 |
| 資本剰余金合計 | 74,750 | 74,750 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | △202,604 | △178,179 |

| | | |
|---------|----------|----------|
| 利益剰余金合計 | △202,604 | △178,179 |
| 株主資本合計 | 83,895 | 108,320 |
| 純資産合計 | 83,895 | 108,320 |
| 負債純資産合計 | 112,574 | 178,118 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 運用受託報酬 | 167,194 | 146,937 |
| 投資助言報酬 | 31,183 | 22,084 |
| 委託者報酬 | 128,677 | 175,997 |
| 営業収益合計 | 327,055 | 345,019 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 62,188 | 83,628 |
| 広告宣伝費 | 3,491 | 756 |
| 調査費 | 116,935 | 80,607 |
| 調査費 | 13,948 | 17,322 |
| 委託調査費 | 102,986 | 63,285 |
| 営業雑経費 | 3,954 | 3,889 |
| 通信費 | 1,506 | 1,531 |
| 協会費 | 2,447 | 2,357 |
| 営業費用合計 | 186,569 | 168,881 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 90,644 | 112,712 |
| 役員報酬 | 23,850 | 30,200 |
| 給与手当 | 56,794 | 66,178 |
| 役員賞与 | 2,800 | 3,900 |
| 賞与 | 4,800 | 7,260 |
| 賞与引当金繰入額 | 2,400 | 5,174 |
| 福利厚生費 | 9,346 | 10,340 |
| 交際費 | 834 | 551 |
| 旅費交通費 | 3,174 | 2,774 |
| 租税公課 | 1,470 | 2,435 |
| 不動産賃借料 | 7,588 | 7,588 |
| 固定資産減価償却費 | 1,752 | 2,295 |
| 諸経費 | 16,740 | 14,613 |
| 一般管理費合計 | 131,550 | 153,310 |
| 営業利益 | 8,935 | 22,827 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 7 | 0 |
| その他 | 134 | 30 |
| 営業外収益合計 | 142 | 30 |
| 営業外費用 | | |
| 為替差損 | 81 | — |
| 営業外費用合計 | 81 | — |
| 経常利益 | 8,995 | 22,858 |
| 税引前当期純利益 | 8,995 | 22,858 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 290 | 4,103 |
| 法人税等調整額 | — | △5,670 |
| 法人税等合計 | 290 | △1,567 |
| 当期純利益 | 8,705 | 24,425 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 純資産合計 |
|---------|---------|--------|---------|---------------------|----------|--------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 211,750 | 74,750 | 74,750 | △211,310 | △211,310 | 75,189 | 75,189 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | 8,705 | 8,705 | 8,705 | 8,705 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 8,705 | 8,705 | 8,705 | 8,705 |
| 当期末残高 | 211,750 | 74,750 | 74,750 | △202,604 | △202,604 | 83,895 | 83,895 |

当事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 純資産合計 |
|---------|---------|--------|---------|---------------------|----------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 211,750 | 74,750 | 74,750 | △202,604 | △202,604 | 83,895 | 83,895 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | 24,425 | 24,425 | 24,425 | 24,425 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 24,425 | 24,425 | 24,425 | 24,425 |
| 当期末残高 | 211,750 | 74,750 | 74,750 | △178,179 | △178,179 | 108,320 | 108,320 |

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|------|--------|
| 建物 | 8～15 年 |
| 器具備品 | 4～10 年 |

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」

(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物
附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 建物 | 801千円 | 1,001千円 |
| 器具備品 | 2,377千円 | 2,705千円 |

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|----------|---------|----|----|--------|
| 普通株式 (株) | 5,780 | — | — | 5,780 |

2. 自己株式に関する事項

該当なし

3. 新株予約権等に関する事項

| 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数 (株) | | | | 当事業年度末残高 |
|------------------------|------------|---------------|----|----|--------|----------|
| | | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 | |
| ストック・オプションとしての第2回新株予約権 | — | — | — | — | — | |
| ストック・オプションとしての第3回新株予約権 | — | — | — | — | — | |
| ストック・オプションとしての第4回新株予約権 | — | — | — | — | — | |
| ストック・オプションとしての第5回新株予約権 | — | — | — | — | — | |

(注) 第4回及び第5回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

該当なし

当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|----------|---------|----|----|--------|
| 普通株式 (株) | 5,780 | — | — | 5,780 |

2. 自己株式に関する事項

該当なし

3. 新株予約権等に関する事項

| 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高 |
|------------------------|------------|--------------|----|----|--------|----------|
| | | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 | |
| ストック・オプションとしての第2回新株予約権 | — | — | — | — | — | — |
| ストック・オプションとしての第3回新株予約権 | — | — | — | — | — | — |
| ストック・オプションとしての第4回新株予約権 | — | — | — | — | — | — |
| ストック・オプションとしての第5回新株予約権 | — | — | — | — | — | — |

(注) 第5回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

該当なし

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金により、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、投資一任契約及び投資助言契約に基づき、契約資産額より受け入れる基本報酬額のうち、未収分を計上した金額であり、契約資産額は証券会社において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから、当社の債権としてのリスクは認識しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

資金運用の状況については、取締役会で定めた基準に従い、代表取締役社長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクについては、取締役会で定めた基準に従い、業務管理部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに代表取締役社長に報告し、重要であると判断した場合には臨時取締役会を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

③ 流動性リスクの管理

資金繰りについては、総務部が作成した年度の資金計画を取締役会において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)参照)。

前事業年度（平成28年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 39,129 | 39,129 | — |
| (2) 未収運用受託報酬 | 8,355 | 8,355 | — |
| (3) 未収投資助言報酬 | 4,890 | 4,890 | — |
| (4) 未収委託者報酬 | 26,763 | 26,763 | — |
| (5) 未収消費税等 | 6,730 | 6,730 | — |
| (6) 立替金 | 6,996 | 6,996 | — |
| 資産計 | 92,866 | 92,866 | — |
| (1) 未払手数料 | (12,378) | (12,378) | — |
| (2) 未払費用 | (9,742) | (9,742) | — |
| 負債計 | (22,121) | (22,121) | — |

(*) 負債に計上されているものは、()で示しています。

当事業年度（平成29年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 97,887 | 97,887 | — |
| (2) 未収運用受託報酬 | 10,341 | 10,341 | — |
| (3) 未収投資助言報酬 | 4,917 | 4,917 | — |
| (4) 未収委託者報酬 | 33,824 | 33,824 | — |
| (5) 未収消費税等 | 745 | 745 | — |
| (6) 立替金 | 9,949 | 9,949 | — |
| 資産計 | 157,666 | 157,666 | — |
| (1) 未払手数料 | (15,881) | (15,881) | — |
| (2) 未払費用 | (35,980) | (35,980) | — |
| 負債計 | (51,862) | (51,862) | — |

(*) 負債に計上されているものは、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

前事業年度（平成28年3月31日）

資産 (1) 現金及び預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 未収委託者報酬、(5) 未収消費税等、(6) 立替金
これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿金額によっております。

負債 (1) 未払手数料、(2) 未払費用
短期で決済され、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（平成29年3月31日）

- 資産 (1) 現金及び預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 未収委託者報酬、(5) 未収消費税等、(6) 立替金
これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿金額によっております。
- 負債 (1) 未払手数料、(2) 未払費用
これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

| 区分 | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| (1) 差入保証金 | 4,755 | 4,755 |

市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成28年3月31日）

(単位:千円)

| | 1年内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|---------|----------|------|
| (1) 現金及び預金 | 39,129 | — | — | — |
| (2) 未収運用受託報酬 | 8,355 | — | — | — |
| (3) 未収投資助言報酬 | 4,890 | — | — | — |
| (4) 未収委託者報酬 | 26,763 | — | — | — |
| (5) 未収消費税等 | 6,730 | — | — | — |
| (6) 立替金 | 6,996 | — | — | — |
| 合計 | 92,866 | — | — | — |

当事業年度（平成29年3月31日）

(単位:千円)

| | 1年内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|--------------|---------|---------|----------|------|
| (1) 現金及び預金 | 97,887 | — | — | — |
| (2) 未収運用受託報酬 | 10,341 | — | — | — |
| (3) 未収投資助言報酬 | 4,917 | — | — | — |
| (4) 未収委託者報酬 | 33,824 | — | — | — |
| (5) 未収消費税等 | 745 | — | — | — |
| (6) 立替金 | 9,949 | — | — | — |
| 合計 | 157,666 | — | — | — |

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 当該事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模、変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 |
|---------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 2名 当社従業員 4名 | 当社取締役 1名 当社従業員 4名 | 当社取締役 1名 当社従業員 6名 |
| 株式の種類及び付与数(株) | 普通株式240株 | 普通株式300株 | 普通株式300株 |
| 付与日 | 平成23年6月24日 | 平成25年7月25日 | 平成26年7月25日 |
| 権利確定条件 | (注) | (注) | (注) |
| 対象勤務期間 | 自 平成23年5月31日 至 平成25年6月30日 | 自 平成25年6月27日 至 平成27年7月31日 | 自 平成26年6月27日 至 平成28年7月31日 |
| 権利行使期間 | 自 平成25年7月1日 至 平成33年5月31日 | 自 平成27年8月1日 至 平成35年6月30日 | 自 平成28年8月1日 至 平成36年6月30日 |

| | 第5回新株予約権 |
|---------------|----------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 2名 当社監査役 2名 当社従業員 5名 |
| 株式の種類及び付与数(株) | 普通株式500株 |
| 付与日 | 平成28年3月31日 |
| 権利確定条件 | (注) |
| 対象勤務期間 | 自 平成28年3月31日 至 平成30年3月31日 |
| 権利行使期間 | 自 平成30年4月1日 至 平成38年3月10日 |

(注) ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

| | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 | 第5回新株予約権 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 権利確定前(株) | | | | |
| 前事業年度末 | — | 300 | 300 | — |
| 付与 | — | — | — | 500 |

| | | | | |
|----------|-----|-----|-----|-----|
| 失効 | — | — | — | — |
| 権利確定 | — | 300 | — | — |
| 未確定残 | — | — | 300 | 500 |
| 権利確定後（株） | | | | |
| 前事業年度末 | 240 | — | — | — |
| 権利確定 | — | 300 | — | — |
| 権利行使 | — | — | — | — |
| 失効 | — | — | — | — |
| 未行使残 | 240 | 300 | — | — |

② 単価情報

| | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 | 第5回新株予約権 |
|-------------------|----------|----------|----------|----------|
| 権利行使価額（円） | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 |
| 付与日における公正な評価単価（円） | — | — | — | — |

(3) 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。その結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額以下となり、単位当たりの本源的価値はゼロ以下となるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

(4) スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的予測は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(5) スtock・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計 一円

②当事業年度において行使されたストック・オプションはありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 当該事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模、変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 |
|---------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 2名 当社従業員 4名 | 当社取締役 1名 当社従業員 4名 | 当社取締役 1名 当社従業員 6名 |
| 株式の種類及び付与数（株） | 普通株式240株 | 普通株式300株 | 普通株式300株 |
| 付与日 | 平成23年6月24日 | 平成25年7月25日 | 平成26年7月25日 |
| 権利確定条件 | (注) | (注) | (注) |
| 対象勤務期間 | 自 平成23年5月31日 至 平成25年6月30日 | 自 平成25年6月27日 至 平成27年7月31日 | 自 平成26年6月27日 至 平成28年7月31日 |
| 権利行使期間 | 自 平成25年7月1日 至 平成33年5月31日 | 自 平成27年8月1日 至 平成35年6月30日 | 自 平成28年8月1日 至 平成36年6月30日 |

| | 第5回新株予約権 |
|---------------|----------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 2名 当社監査役 2名 当社従業員 5名 |
| 株式の種類及び付与数（株） | 普通株式500株 |
| 付与日 | 平成28年3月31日 |
| 権利確定条件 | (注) |
| 対象勤務期間 | 自 平成28年3月31日 至 平成30年3月31日 |
| 権利行使期間 | 自 平成30年4月1日 至 平成38年3月10日 |

(注) ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

| | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 | 第5回新株予約権 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 権利確定前（株） | | | | |
| 前事業年度末 | — | — | 300 | 500 |
| 付与 | — | — | — | — |
| 失効 | — | — | — | — |
| 権利確定 | — | — | 300 | — |

| | | | | |
|----------|-----|-----|-----|-----|
| 未確定残 | — | — | — | 500 |
| 権利確定後（株） | | | | |
| 前事業年度末 | 240 | 300 | — | — |
| 権利確定 | — | — | 300 | — |
| 権利行使 | — | — | — | — |
| 失効 | — | — | — | — |
| 未行使残 | 240 | 300 | 300 | — |

② 単価情報

| | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 | 第5回新株予約権 |
|-------------------|----------|----------|----------|----------|
| 権利行使価額（円） | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 |
| 付与日における公正な評価単価（円） | — | — | — | — |

(3) 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

(4) スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的予測は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(5) スtock・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計 一円

② 当事業年度において行使されたストック・オプションはありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日) | 当事業年度 (平成 29 年 3 月 31 日) |
|----------|-----------------------------|-----------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 未払事業税 | 233 千円 | 599 千円 |
| 賞与引当金 | 741 | 1,596 |
| 繰越欠損金 | 59,719 | 54,129 |
| 繰延税金資産小計 | 60,694 | 56,326 |
| 評価性引当額 | △60,694 | △50,655 |
| 繰延税金資産合計 | — | 5,670 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日) | 当事業年度 (平成 29 年 3 月 31 日) |
|--------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 法定実効税率 (調整) | 33.1% | 30.9% |
| 繰越欠損金の利用 | △44.7 | △24.9 |
| 評価性引当額の増減 | 8.9 | △21.2 |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 2.0 | 5.8 |
| 住民税均等割額 | 3.2 | 1.2 |
| その他 | 0.7 | 1.3 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 3.2 | △6.9 |

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社の事業セグメントは、アセットマネジメント事業のみの単一セグメントであり重要性に乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：千円)

| 日本 | 欧州 | 合計 |
|---------|---------|---------|
| 128,677 | 198,377 | 327,055 |

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：千円)

| 日本 | 欧州 | 合計 |
|---------|---------|---------|
| 175,997 | 169,021 | 345,019 |

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

| 顧客の名称又は氏名 | 営業収益(千円) | 関連するセグメント名 |
|-------------------------------------|----------|------------|
| SHINBI Japan Equity Long Short Fund | 67,958 | - |
| TAIKI Japan Equity Long Short Fund | 51,187 | - |

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

| 顧客の名称又は氏名 | 営業収益(千円) | 関連するセグメント名 |
|-------------------------------------|----------|------------|
| SHINBI Japan Equity Long Short Fund | 88,935 | - |
| TAIKI Japan Equity Long Short Fund | 38,605 | - |

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 関連当事者との取引
兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 (千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|----------|----------------------------------|--------|---------------|-----------|----------------------|-----------|-------------|-----------|-------|-----------|
| 主要株主の子会社 | 日産証券株式会社 (ユニコムグループホールディングス㈱の子会社) | 東京都中央区 | 1,500,000 | 証券業 | - | 投資信託の販売 | 支払手数料 (注) 1 | 8,149 | 未払手数料 | 2,220 |

- (注) ① 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
② 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。
③ 日産センチューリー証券㈱は平成28年2月8日をもって商号を日産証券㈱に変更しております。
④ 平成28年3月31日に日産証券㈱所有の当社株式は全て日産証券㈱の親会社であるユニコムグループホールディングス㈱に譲渡されております。この結果、日産証券㈱は当社の「主要株主」から「主要株主の子会社」となりました。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 関連当事者との取引
兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 (千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|----------|----------------------------------|--------|---------------|-----------|----------------------|-----------|-------------|-----------|-------|-----------|
| 主要株主の子会社 | 日産証券株式会社 (ユニコムグループホールディングス㈱の子会社) | 東京都中央区 | 1,500,000 | 証券業 | - | 投資信託の販売 | 支払手数料 (注) 1 | 9,438 | 未払手数料 | 2,573 |

- (注) ① 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
② 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日) | 当事業年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日) |
|--------------|---|---|
| 1株当たり純資産 | 14,514.74円 | 18,740.52 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 1,506.11円 | 4,225.78 |

(注) ① 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

② 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日) | 当事業年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日) |
|-------------------|---|---|
| 1株当たり当期純利益金額 | | |
| 当期純利益 (千円) | 8,705 | 24,425 |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円) | — | — |
| 普通株式に係る当期純利益 (千円) | 8,705 | 24,425 |
| 普通株式の期中平均株式数 (株) | 5,780 | 5,780 |

(重要な後発事象)

当社の役職員に対するストック・オプション（新株予約権）の発行について

当社は、平成28年6月27日開催の当社第7回定時株主総会の決議に基づき、平成29年5月30日付の取締役会において、当社の取締役及び従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権の割当てを受ける者等につき、以下の決議をいたしました。

1. 新株予約権の名称 ファイブスター投信投資顧問株式会社第6回新株予約権

2. 新株予約権の割当の対象者及び人数

当社取締役 3名

当社従業員 5名

3. 新株予約権の総数（個） 500個

4. 新株予約権の割当日 平成29年6月9日

5. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類及び数は、当社普通株式500株とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

6. 新株予約権の払込金額

無償

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金50,000円とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

8. 新株予約権を行使することができる期間

平成31年6月10日から平成39年6月9日までの間（以下「行使期間」という。）とする。但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

中間財務諸表

① 中間貸借対照表

(単位：千円)

| | | 当中間会計期間 (平成29年9月30日) |
|------------|----|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | | 93,936 |
| 前払費用 | | 2,652 |
| 未収運用受託報酬 | | 39,829 |
| 未収投資助言報酬 | | 4,178 |
| 未収委託者報酬 | | 38,613 |
| 立替金 | | 6,972 |
| 繰延税金資産 | | 6,750 |
| 流動資産合計 | | 192,932 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | *1 | 1,153 |
| 器具備品 | *1 | 167 |
| 有形固定資産合計 | | 1,320 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | | 5,009 |
| 無形固定資産合計 | | 5,009 |
| 投資その他の資産 | | |
| 差入保証金 | | 4,755 |
| 投資その他の資産合計 | | 4,755 |
| 固定資産合計 | | 11,085 |
| 資産合計 | | 204,017 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | | 3,286 |
| 未払手数料 | | 18,372 |
| 未払費用 | | 28,096 |
| 未払法人税等 | | 6,719 |
| 未払消費税等 | | 545 |
| 賞与引当金 | | 5,174 |
| その他 | | 3,385 |
| 流動負債合計 | | 65,579 |
| 負債合計 | | 65,579 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | 211,750 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | 74,750 |
| 資本剰余金合計 | | 74,750 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | △148,062 |
| 利益剰余金合計 | | △148,062 |
| 株主資本合計 | | 138,437 |
| 純資産合計 | | 138,437 |
| 負債・純資産合計 | | 204,017 |

② 中間損益計算書

(単位：千円)

| 当中間会計期間 (自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日) | |
|---|-----------|
| 営業収益 | |
| 運用受託報酬 | 102,385 |
| 投資助言報酬 | 9,223 |
| 委託者報酬 | 106,011 |
| 営業収益合計 | 217,620 |
| 営業費用 | |
| 支払手数料 | 53,671 |
| 広告宣伝費 | 24 |
| 調査費 | 34,962 |
| 委託調査費 | 25,759 |
| 調査費 | 9,203 |
| 営業雑経費 | 2,199 |
| 通信費 | 824 |
| 協会費 | 729 |
| 諸会費 | 645 |
| 営業費用合計 | 90,857 |
| 一般管理費 | |
| 給料 | 69,210 |
| 役員報酬 | 19,820 |
| 給与手当 | 44,216 |
| 賞与引当金繰入額 | 5,174 |
| 福利厚生費 | 5,267 |
| 交際費 | 522 |
| 旅費交通費 | 1,636 |
| 租税公課 | 2,114 |
| 不動産賃借料 | 3,794 |
| 固定資産減価償却費 | *1 990 |
| 諸経費 | 7,203 |
| 一般管理費合計 | 90,740 |
| 営業利益 | 36,022 |
| 営業外収益 | 0 |
| 経常利益 | 36,023 |
| 特別損失 | |
| 貸倒損失 | 1,944 |
| 特別損失合計 | 1,944 |
| 税引前中間純利益 | 34,078 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,040 |
| 法人税等調整額 | △1,079 |
| 中間純利益 | 30,117 |

③ 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | 純資産合計 |
|-----------|---------|--------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本 合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| 当期首残高 | 211,750 | 74,750 | 74,750 | △178,179 | △178,179 | 108,320 | 108,320 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | |
| 中間純利益 | | | | 30,117 | 30,117 | 30,117 | 30,117 |
| 当中間期変動額合計 | - | - | - | 30,117 | 30,117 | 30,117 | 30,117 |
| 当中間期末残高 | 211,750 | 74,750 | 74,750 | △148,062 | △148,062 | 138,437 | 138,437 |

重要な会計方針

| 項 目 | 当中間会計期間 (自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日) |
|------------------------------|---|
| 1. 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1)有形固定資産</p> <p>定率法を採用しております。ただし、平成28年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">建物 8年～15年</p> <p style="padding-left: 40px;">器具備品 4年～10年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3)長期前払費用</p> <p>定額法を採用しております。</p> |
| 2. 引当金の計上基準 | <p>(1)貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込み額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。</p> |
| 3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> |

注記事項

(中間貸借対照表関係)

| 当中間会計期間 (平成29年9月30日) | |
|-------------------------------|---------|
| *1 有形固定資産の減価償却累計額は、次の通りであります。 | |
| 建物 | 1,089千円 |
| 器具備品 | 2,723千円 |

(中間損益計算書関係)

| 当中間会計期間 (自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日) | |
|--|-------|
| *1 固定資産の減価償却実施額は、次の通りであります。 | |
| 有形固定資産 | 106千円 |
| 無形固定資産 | 884千円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|----------|---------|----|----|----------|
| 普通株式 (株) | 5,780 | — | — | 5,780 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

| 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数 (株) | | | | 当中間会計期間末残高 (千円) |
|------------------------|------------|---------------|----|----|----------|-----------------|
| | | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 | |
| ストック・オプションとしての第2回新株予約権 | — | — | — | — | — | — |
| ストック・オプションとしての第3回新株予約権 | — | — | — | — | — | — |
| ストック・オプションとしての第4回新株予約権 | — | — | — | — | — | — |
| ストック・オプションとしての第5回新株予約権 | — | — | — | — | — | — |
| ストック・オプションとしての第6回新株予約権 | — | — | — | — | — | — |

(注) 第5回及び第6回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。(注2)参照)

| | 中間貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 93,936 | 93,936 | — |
| (2) 未収運用受託報酬 | 39,829 | 39,829 | — |
| (3) 未収投資助言報酬 | 4,178 | 4,178 | — |
| (4) 未収委託者報酬 | 38,613 | 38,613 | — |
| (5) 立替金 | 6,972 | 6,972 | — |
| 資産計 | 183,529 | 183,529 | — |
| (1) 未払手数料 | (18,372) | (18,372) | — |
| (2) 未払費用 | (28,096) | (28,096) | — |
| 負債計 | (46,469) | (46,469) | — |

(*) 負債に計上されているものは、() で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 未収委託者報酬、
(5) 立替金

これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 未払手数料および(2) 未払費用

これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 (千円) |
|-----------|-----------------|
| (1) 差入保証金 | 4,755 |

市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. 当中間会計期間（自平成 29 年 4 月 1 日 至平成 29 年 9 月 30 日）に付与したストック・オプションの内容

| | |
|-------------------|------------------------------|
| | 第 6 回新株予約権 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 3 名 当社従業員 5 名 |
| 株式の種類及び付与数（株） | 普通株式500株 |
| 付与日 | 平成29年6月9日 |
| 権利確定条件 | (注) |
| 対象勤務期間 | 自 平成29年6月 9日 至 平成31年6月 9日 |
| 権利行使期間 | 自 平成31年6月10日 至 平成39年6月 9日 |
| 権利行使価額（円） | 50,000円 |
| 付与日における公正な評価単価（円） | — |

- (注) ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。
- ③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

当社の事業セグメントは、アセットマネジメント事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

| 日本 | 欧州 | その他 | 合計 |
|---------|---------|-----|---------|
| 106,011 | 111,609 | - | 217,620 |

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

| 顧客の名称又は氏名 | 営業収益(千円) | 関連するセグメント名 |
|-------------------------------------|----------|------------|
| SHINBI Japan Equity Long Short Fund | 66,644 | - |
| TAIKI Japan Equity Long Short Fund | 21,959 | - |

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 当中間会計期間 (自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月 30日) | |
|---|-----------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 23,951円13銭 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 5,210円60銭 |
| <p>(注) 1. 潜在株式調整後1株あたり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。</p> <p>2. 当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日) における1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p> | |
| 中間損益計算書上の中間純利益 | 30,117千円 |
| 普通株式に係る中間純利益 | 30,117千円 |
| 普通株式に帰属しない金額の内訳 | 該当事項はありません。 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 5,780株 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株あたり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要 | 新株予約権5種類 (新株予約権の数1,840個) |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 平成30年1月17日
作成基準日 平成29年12月18日

本店所在地 東京都中央区入船一丁目2番9号
八丁堀MFビル8階

お問い合わせ先 総務部

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 6 月 29 日

ファイブスター投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立野 晴朗 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているファイブスター投信投資顧問株式会社の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 8 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファイブスター投信投資顧問株式会社の平成 29 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成 29 年 12 月 18 日

ファイブスター投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員 公認会計士 立野 晴朗 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているファイブスター投信投資顧問株式会社の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 9 期事業年度の中間会計期間（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ファイブスター投信投資顧問株式会社の平成 29 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれておりません。